

補助金等事業概要

| | |
|-----------------|---|
| 補助事業名 | 佐渡市町並み景観整備支援事業補助金 |
| 補助の区分 | 事業補助（協調事業補助） |
| 補助の概要 | 佐渡の歴史的な町並み景観（相川地区）の保存と活用を目的に歴史的建造物（佐渡市重要文化的景観整備事業の対象外となるものを含む）の修復等に要する経費に対し、補助金を交付する。 |
| 補助事業者 | 相川地区の歴史的建造物（要綱で規定）の修復及び活用を目的とする法人若しくは団体または個人 |
| 補助対象経費 | 内部改装、外観修復 |
| 類似補助の有無 | 無 |
| | ○同種の補助金の統合検討 |
| 補助金額（定額、上限、下限等） | 上限100万、下限5万 |
| | ○少額（5万円以下）補助金の理由 |
| 補助率等 | 1/2 |
| | ○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 |
| 数値目標等 | A 数値化 |
| | 事業採択件数5件程度 |
| | ○目標に対する費用対効果（計算式） |
| | 算出不可 |
| | ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 |
| | 歴史的建造物を適切に保存し、その活用を促進することで空家や歴史的建造物の解体を抑制し、町並み景観を保存することを目的としているため、費用対効果の数値化は困難である。 |
| 補助制度開始 | 平成23年3月28日 |
| 見直し時期 | 令和2年9月30日 |
| 補助終期 | 令和3年3月31日 |
| | ○終期の設定が3年を超える場合の理由 |
| 補助事業の募集・開示等 | ○開示内容及びその方法（手段） 年1回公募（ホームページ・チラシ） 成果等の情報については、個人情報に係るため、所有者等の同意が得られた場合のみ公表する。 |
| 事業担当 | （担当部署） 佐渡市世界遺産推進課 調査係 |
| | （電話番号） 0259-74-2215 |